

## はじめに



近年、少子高齢化社会の進行や生産年齢人口の減少、気候変動や災害、またこれらに伴う価値観やライフスタイルの変化など、わたしたちの暮らす社会は構造的な変化に直面しており、放置された空家等が地域課題の一つとなっています。本市でも使用目的のない空家等の件数は増加傾向にあり、今後も相続や単身高齢世帯の施設への入所などにより、更なる増加が予想されます。

本市では、「千葉市空家等対策計画」を平成30年に策定し、様々な対策を進めてまいりましたが、社会構造の変化による空家等の現状や「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正などを踏まえ、このたび本計画を改定いたしました。

本計画では、これまで重点的に取り組んできた相談体制の強化や周囲に悪影響を及ぼす管理不全な空家等の把握や指導等の対応を継続しつつ、新たな基本目標として「総合的な空家等対策の推進による安全・安心な住環境の形成～対策を総動員して、空き家を「へらす」「つかう」「なくす」～」を定めました。また、「人口の変化」、「多様な住まい方、新しい住まい方」、「良質な住宅ストック」の3つの横断的視点を取り入れ、「空家等の発生予防」、「空家等の利活用の促進」、「管理不全な空家等の解消」、「関係団体等の多様な主体との連携」の4つの取組み方針のもと、より具体的な空家等対策を展開してまいります。

安全・安心な住環境の形成による持続可能な「まち」の実現に向け、市民の皆様をはじめ、関係団体や企業などと連携・協働し、本計画を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、千葉市空家等対策協議会をはじめ、関係団体や貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

千葉市長 神谷俊一